

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-2
処分の種類	さく河魚類の通路の保護管理命令			
根拠法令条例等・条項	水産資源保護法第22条第2項			
処分の概要	さく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者等が管理を怠っていると認めるときは、知事は保護管理を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	—			